

「東京消費者センター」からの架空請求ハガキに注意！

「東京消費者センターから民事訴訟手続に関するハガキが届いた」という相談が各地の消費生活センターに寄せられています。（ハガキ例は裏面参照）

「東京消費者センター」という組織は存在しません。
絶対に連絡をとらないでください。

～消費者へのアドバイス～

★ 「東京消費者センター」という組織は存在しません！

東京都には、「東京都消費生活総合センター」は存在しますが、「東京消費者センター」などという組織は存在しません。
記載内容から見ても明らかな架空請求ハガキです。



★ 東京都消費生活総合センターは、相談をしたことのない方に電話をかけたりハガキを送ったりすることはありません！

★ 「訴状通知書」がハガキで送られてくることはありません！

「訴訟」や「財産の差押え」などという言葉で消費者を不安にさせて、電話をかけさせる手口です。裁判所からの書類がハガキの形で送られてくることはありません。消費者が電話をかけると、最終的には金銭をだまし取られることとなります。架空請求は一切、相手をせず、無視するようにしましょう。

★ 消費生活センターにご相談ください！

架空請求では、「消費者センター」、「国民生活センター」、「法務省」などの誰もが知っているような公的な機関を騙って、消費者を信用させようとする事例が多く見受けられます。架空請求のハガキやメールが送られてきたときは、最寄りの消費生活センターにご相談ください。

東京都消費生活総合センター

03-3235-1155（相談専用電話）

03-3235-2400（架空請求110番）

【問合せ先】東京都消費生活総合センター相談課
電話 03-3235-9294

(実際に送付されたハガキ)

訴状通知書 (民事)

対象者記号 () 号

本通知書は当該企業より提出されました訴訟手続きに関しまして裁判所での受理がなされた事をお知らせする最終通告書と致します。

【内容の旨】

1. 当該企業は被告に対し契約不履行及び契約金の不払いを申し立て

対応により財産の差押え執行を要求する。

2. 裁判における費用、損失は被告に加算請求を求め。

3. 本通知をもって最終通告とする。

4. 反論に関しては異議申し立て手続きを求め。

上記事項が当該企業様より貴方様への要求となっておりますが当センターでは中立的立場にて穏便な解決に向けましてご相談を受け付けております。(内容に関する御問合せはプライバシー保護の観点からご本人様のみと致します)

ご連絡がない場合に関しましては原告の要求内容の判決が下されます。判決後は速やかに執行官立会いの下財産の差押え等が執行される恐れがありますので必ず異議がある場合はご連絡のほどお願いいたします。

【異議申立最終期日】本通知到着後3日以内

東京消費者センター トラブル相談係

東京都墨田区

総合庁舎

相談窓口(午前10時00分~午後5時) 電話****-****-****

(受付開始直後はお電話が込み合いますので時間を空けておかけ下さい)

当該企業とはどこの誰なのか、具体的な名称を書いていません!

穏便な解決に向けて相談を受けると言いながら、連絡がない場合は財産の差押え等が執行されると脅して不自然です!

異議申立の期日を、ハガキの到着後3日以内とすることで消費者を不安にさせ、あわてて連絡するように誘導する手口です!

「訴状通知書」がハガキで送られてくることはありません!

何の契約金でいくら不払いがあるのか不明です。そうした中で、財産の差押え執行の要求を裁判所が受理することはありません!

身に覚えのないという人に、電話連絡をさせる手口です。絶対に電話しないでください!

「STOP 架空請求」で架空請求通報受付中 (東京くらしWEB)

<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/torihiki/taisaku>

消費生活センター等をかたる不審な電話やはがきにご注意ください!! (消費者庁)

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_010/